堺市報道提供資料

令和７年５月22日提供

原山公園　屋外プール・屋内施設の ネーミングライツ・パートナーが決定しました

堺市では、原山公園の屋外プール・屋内施設において、自主財源の確保を目的に民間事業者とネーミングライツ・パートナーの契約を締結しています。令和７年５月で契約が満了するため、新たなネーミングライツ・パートナーを募集したところ２法人から応募があり、審査の結果以下のとおり決定しました。

１　契約相手方　：　株式会社マルエス（堺市中区毛穴町86-1）

２　命名権料　　：　年間190万円（税抜）

３　ネーミングライツによる施設名称　：《屋外プール》マルエス堺プール

《屋内施設》　マルエス堺ジム

４　法人概要　　：「“おいしかった”の笑顔が好き」をコーポレートスローガンとし、創業78年にわたり、主にいかを原料とするおつまみを製造。日本全国のスーパーマーケット等へ卸し、販売を行っている。

（参考）募集の骨子

命名権料　：　年間100万円以上（税抜）

契約期間　：　令和７年６月１日～令和12年３月31日（４年10か月）

応募資格　：　法人

対象施設　：　原山公園の屋外プール及び屋内施設

公募期間　：　令和６年12月２日～令和７年２月14日

呼称条件　：　屋外プールは、プールであることが分かる呼称をすること。

屋内施設は、水泳やトレーニングができる施設であることが分かる呼称とすること。

呼称には、「堺」（漢字、ひらがな、カタカナ及びローマ字のいずれか）を表記すること。

屋外プール（マルエス堺プール）

屋内施設（マルエス堺ジム）

問い合わせ先

担　当　課：建設局 公園緑地部 公園監理課
電　　話：072-228-7824
ファックス：072-228-1336